

ケーブルプラスでんき 重要事項説明書

ケーブルプラスでんきサービスのご利用にあたって

本書面並びに「ケーブルプラスでんき利用規約」「でんき割規約」「申込内容（控）」の内容を十分お読みください。

□電気事業法第2条の13に基づき、「ケーブルプラスでんき」の利用に関する契約の締結前に行われる供給条件の説明および書面の交付が、ホームページ等の電子的媒体を通じて閲覧に供する方法で行われることについてご承諾いただきます。

1. サービスの定義

- 「ケーブルプラスでんき」（以下、本サービス）を提供する小売電気事業者はKDDI株式会社（登録番号：A0077、以下、KDDI）です。
- 本サービスはKDDIの業務委託先である株式会社CAC（以下、CAC）を通じてお申し込みいただきます。なお、加入者との本サービスの契約は、KDDIがケーブルプラスでんきへの切替が可能であることを確認できた日に成立します。
- 本サービスのご利用料金（以下、電気料金）はCACから請求させていただきます。電気料金のお支払い方法は、クレジットカード決済のみとします。

2. 契約に関するご注意

- あらかじめKDDIが定める「ケーブルプラスでんき需給約款」および加入者の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が別に定める「託送供給等約款」ならびにCACが定める「ケーブルプラスでんき利用規約」を承認のうえ、お申し込みいただきます。KDDIホームページ（<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/conditions/>）およびCACホームページ（<https://www.cac12.jp>）をご確認ください。
- KDDIにて、小売電気事業者の切替手続きを行います。そのため、加入者による現在契約の小売電気事業者への解約手続きは不要です。
- お申し込みを撤回される場合、CACまで必ずご連絡ください。本サービスへの切替日以降にご連絡いただいた場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、加入者にて元の小売電気事業者の新規契約手続きを行っていただく必要があります。この場合、本サービスへの切替日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金については、CACにお支払いいただきます。
- お申し込み前に現在契約の小売電気事業者の解約に伴う不利益事項を十分にご確認ください。以下のような不利益事項が考えられますので、現在契約の小売電気事業者にご確認ください。
 - ①違約金の発生（複数年契約等の場合）、②ポイント等の失効、③継続利用期間割引に適用される継続利用期間の喪失
 - ④過去電力使用量に関する照会不可、⑤現小売電気事業者による検針票の提供終了
- 本サービスは、中部電力の従量電灯B・Cに相当する加入者がお申し込みいただけます。従量電灯B・Cに相当しないプランをご利用のお客様はお申し込みいただけません（現小売電気事業者との契約における「契約種別」「共有設備の状況」等によってはサービス提供ができない場合があります）。
- 最低利用期間は電気料金の適用開始日から起算して1年間とします。なお、最低利用期間内に解約された場合は、CACが定める期日までに、でんき割の解除料として2,000円（不課税）をお支払いいただきます。
- ご利用開始（料金適用開始）の日は、切替申請日から起算して、原則5営業日に2暦日を加えた日以降の最初の検針日となります。ただし、スマートメーターへの取換工事が必要となる場合は、原則10営業日に2暦日を加えた日以降の最初の検針日です。なお、具体的なご利用開始日は、別途郵送される「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にて加入者にお知らせいたします。「切替申請日」とは、KDDIが電力広域的運営推進機関に対して小売電気事業者の切替を申請した日であり、原則、KDDIがCACからお申し込み内容を受領した翌日となります。
- お引越先で本サービスをご利用される場合、ご利用開始（料金適用開始）の日は、加入者が入居し、電気の使用を開始した日となります。申込手続きが入居日の翌日以降になった場合でも入居日に遡ってご契約いただきます。
- CACの利用料金を半年払いもしくは年間払いでお支払いいただいている場合、月払いへの変更が必要です。
- 本サービスを利用するには、1枚のクレジットカードで、CACが請求する全ての支払いを行っていただくことが必要です。
- 電気料金のお支払いが、連続2ヶ月滞納となった場合は本サービスを強制的に終了させていただきます。ただし、滞納理由が加入者に責がない場合はこの限りではありません。なお、最低利用期間内の場合はでんき割の解除料もお支払いいただきます。

3. 電気料金・でんき割に関するご注意

- 電気料金は、一般送配電事業者にて検針した使用電力量に基づき、KDDIが別途定める料金表にて計算いたします。なお、電気料金の算定期間は1日から末日です。
- 本サービスへの切替申込と同時に、契約アンペアを変更することはできません。
- 電気料金の算定期間中に契約の開始や解約があった場合は、日割計算をいたします。
- お引越先でのご利用の場合、ご契約アンペアは、お引越先物件の既設ブレーカー容量でご契約いただけます。
- 電力量計（以下、電気メーター）の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、加入者とKDDIとの協議によって定めめます。
- 本サービスの切替に伴う手続きおよび電気メーター取替工事に関しては、加入者の費用負担はありません。
- CACが別途定める「でんき割規約」の対象サービスと本サービスを同時に利用することで、でんき割が適用されます。でんき割は、本サービスの電気料金請求発生月に電気料金と対象サービスの合計金額に対して、毎月自動的に適用されます。電気料金に含まれる基本料金および電力量料金の合計金額が5,000円未満で基本料金および電力量料金の合計金額の1%、5,000円以上で基本料金および電力量料金の合計金額の5%の金額が割引されます。
なお、でんき割の適用には次の条件を全て満たす必要があります。
 - ・電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求発生があること。
 - ・本サービスおよびご契約の対象サービスを同一住所で契約していること。

4. 請求に関するご注意

- 電気料金は、原則ご利用月の2ヶ月後に請求いたします。ただし、一般送配電事業者の検針スケジュールやその他の都合により、3か月後のご請求となる場合があります（それ以降、3ヶ月後のご請求となります）。
- 加入者が電気を不正に使用し電気料金のお支払いを免れた場合、お支払いを免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてお支払いいただきます。
- 電気料金について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年利14.5%の割合で算出した額を延滞利息として、CACが定める方法によりお支払いいただきます。
- 「ケーブルプラスでんき需給約款」に基づき、電気の使用の開始（本サービスお申し込みに伴う電気メーター取替工事を除きます）、加入者の都合による設備変更等により、工事費用が発生する場合があります。その際は、CACもしくは一般送配電事業者により費用を請求させていただきます。
- 紙面での料金明細発行希望の場合は、手数料として1請求あたり100円かかります。

5. a u I D・ケーブルプラスでんきw e bサービスに関するご注意

- 使用電力量および電気料金は、ケーブルプラスでんきw e bサービスにてご確認いただけます。その際の I Dおよびパスワードは、別途郵送される「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にてお知らせいたします。
- ケーブルプラスでんきw e bサービスでは、ログインにa u I Dを利用します。本サービスのお申し込みにあたっては、a u I D利用規約 (https://id.auone.jp/id/pc/legal/aid_terms.html)にも同意のうえ、お申し込みいただきます。
- ケーブルプラスでんきw e bサービスでは、「ケーブルプラスでんき」のご利用開始日の翌日以降から、日々の電気使用量をご確認いただけます。ただし、スマートメーターの通信環境等により、データが欠損する場合があります。実際の使用量、料金と異なる場合があります。なお、加入者に請求する料金に関しては、電力会社から提供される確定電力量を使用して正しく請求が行われます。また、スマートメーターへの取替工事遅延等により、アナログメーターのままサービス提供が行われている期間は、「実績確認」「電気料金予測」「分析」「アドバイス」等の機能がご利用いただけません。

6. 工事等に関するご注意

- 加入者宅の電気メーターがアナログ式の場合は、スマートメーターへ切り替える必要があります。本取替工事の際、加入者の土地、または建物への立ち入りおよび工事を実施いたしますので、ご家族の皆様スマートメーターの取替工事が必要であることをお伝えください。取替工事は一般送配電事業者にて行いますが、その際、事前に一般送配電事業者よりご連絡をさせていただきます。
- 本取替工事の際加入者の工事立ち会いは必要はありません。また、数分から数十分程度の停電が発生いたします。
- 一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、法令で定められている調査や検針時等に、加入者の土地または建物に立ち入らせていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- 一般送配電事業者の電気工作物（電気の引込線やメーター等）や加入者の電気工作物に異常、もしくは故障がある場合は、すみやかに加入者より一般送配電事業者にご連絡をお願いします。

7. K D D Iからの契約解除またはC A Cからの契約解除要請について

- C A Cが定める支払期日までに電気料金のお支払いが無い場合、契約を解除させていただく場合があります。契約解除に伴い無契約状態になると、一般送配電事業者により電気の供給が停止される場合があります。
- C A Cが定める支払期日までに、既存サービスの料金のお支払いが無い場合、本サービスの契約を解除させていただく場合があります。
- 契約解除後においても、電気料金未払いのある加入者の個人情報について、K D D Iが他小売電気事業者と共有することがあります。
- 加入者が次のいずれかに該当し、K D D I、もしくは一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、電気の契約を解約することがあります。
 - ①加入者の責めとなる事由により保安上の危険がある場合。
 - ②電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合。
 - ③契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合。
 - ④その他、K D D Iが定める「ケーブルプラスでんき需給約款」の内容に反した場合。
 - ⑤加入者が電気の廃止期日の通知をせず、電気の契約場所から引越し、電気を使用していないことが明らかな場合。
- 本サービス契約期間中に発生した電気料金の債権債務は、契約を解除した場合でも消滅しません。

8. 加入者からの契約解除について

- 加入者のお引越し等に伴い本サービスの契約を解約される場合、事前に電気の使用停止日を定めて、C A Cにご連絡いただけます。他の小売電気事業者への切り替えに伴う本サービスの解約の場合には、C A Cにご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。

9. 本サービスの提供エリア

- 本サービスの提供エリアは半田市、阿久比町、武豊町（一部）です。

10. クーリングオフ

- 加入者が、訪問販売もしくは電話勧誘販売で、お申し込み（契約）された場合、お申し込みから8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うことができ、その効力は書面を発信したときから発生します。この場合、加入者は、①損害賠償および違約金を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用等の支払義務はありません。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。④権利を行使して得られた利益に相当する金銭のお支払いを請求されることはありません。⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。⑥上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実の事を告げたことにより加入者が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリングオフをおこなわなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは書面によるクーリングオフをすることができます。

11. その他

- 契約期間は、契約が成立した日から、ご利用開始（料金適用開始）の日が属する年度の末日までとします。（年度は、4月1日から翌年3月31日です。）加入者またはK D D Iが、変更または解除の申し入れを行わない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。なお最新のご契約についてはケーブルプラスでんきw e bサービスでご確認いただけます。
- 料金やサービスを変更する場合はあらかじめ加入者へお知らせいたします。
- C A CまたはK D D Iが、「ケーブルプラスでんき需給約款」、各種説明書、各種案内等（これらの変更も含まれます。）を、書面の交付（郵送）に代え、ホームページ等の電子的媒体により、加入者にお知らせすることを可能とします。また、「ケーブルプラスでんき需給約款」、各種説明書、各種案内等の変更を行う場合、変更とならない事項についてはお知らせを省略することがあります。
- 供給電圧は、「低圧100V/200V」です。周波数は60Hzです。
- 加入者が故意または過失によって、電気ご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物等の設備を損傷・亡失した場合には、その設備について修理費等を賠償していただきます。
- C A CおよびK D D Iの責めとならない事由によって加入者が受けた損害については、C A CおよびK D D Iは賠償の責めを負いません。
- この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、「ケーブルプラスでんき需給約款」に基づきます。この書面は、契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。その他詳細事項等は、K D D Iホームページ等より「ケーブルプラスでんき需給約款」をご覧ください。
- 個人情報の取り扱いについて
K D D Iは、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかるため、電気通信事業法、個人情報の保護に関する法律、電気事業法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の業務主管庁が定めた事業分野別ガイドライン、その他関連する法令等を遵守いたします。詳細は、K D D Iホームページのプライバシーポリシー (<http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>) をご参照ください。お申し込み内容その他本サービスのご利用にあたりご提供いただいた情報を以下の利用目的に活用することを事前にご了承ください。
 - ・マーケティング活動における利用
 - ・K D D Iの新サービスや、有益な情報のメール配信
 - ・電力広域的運営推進機関に対する、電気の切替手続き
- C A Cが保有する個人情報等の取り扱いは、C A Cが別に定める個人情報保護に関する規定に定めます。

◆サービス・料金・請求に関するお問い合わせ

株式会社CAC

(0569-21-0070 (有料) 午前9時～午後5時30分/年中無休)

<https://www.cac12.jp/inquiry/index.html#inquiry02>

◆auIDに関するお問い合わせ

KDDI お客さまセンター

(0120-925-881 (無料) 午前9時～午後8時/年中無休)

◆電気供給設備の故障や停電に関するお問い合わせ

中部エリア 一般送配電事業者 中部電力パワーグリッド株式会社

(0120-985-232 (無料) 24時間/年中無休)

◆小売電気事業者

KDDI 株式会社 (登録番号: A0077)

東京都千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー

代表取締役社長: 高橋 誠

◆KDDIの業務委託先

株式会社CAC

愛知県半田市有楽町8丁目26番地の2

※記載の金額は特別な表記が無い限り、全て税抜です。